

多田雅史

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol.1 8 3】
添付ファイル: 2019年の医療事故情報は4,532件、日本医療機能評価機構 - CBnewsマネジメント.pdf; 司法解剖写真は開示義務 医療事故訴訟で最高裁 _日本経済新聞.pdf; 令和元年度 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 第1回医療安全監査委員会 (配布資料) .pdf; 平成30年度 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 第1回医療安全監査委員会 (配布資料) .pdf; 平成29年度 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 第1回医療安全監査委員会 (配布資料) .pdf

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約 400 カ所へ送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。

本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。

- (1) 新規の情報提供希望者が身近におられた場合、BYA-HP の「お問合せ」をご紹介ください。
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
- (2) 有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
- (3) 情報の中で「拡散すべき情報」があれば、皆さんの判断で自由に「転送・SNS 拡散」してください。

【目次】

1. 国立循環器病研究センター (国循) に対する情報開示請求の結果 (添付)
2. 2019 年の医療事故情報は 4,532 件、日本医療機能評価機構 (添付)
3. 司法解剖写真は開示義務 医療事故訴訟で最高裁 (添付)
4. 緊急公開: 人類と感染症、闘いと共存の歴史 (参考)

【記事】

1. 国立循環器病研究センター (国循) に対する情報開示請求の結果 (添付)

国循は、ベンゾジアゼピン副作用の医療過誤訴訟において、日本で初めて「ベンゾジアゼピン薬物依存及び離脱症状等の副作用の損害賠償命令」が確定した医療機関であり、医療法が定める「特定機能病院」であることから、事故の発生原因、類似事故の再発防止対策及び院内周知等を検討して「事故等報告書」を登録分析機関へ報告することにより、全国の医療機関へベンゾジアゼピン副作用を警鐘する義務があるため、当会は国循に対する報告義務の履行を求めている (行政事件訴訟法及び医療法に基づき名古屋地裁へ提訴中)。

その一環として、国循に対して「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、行政文書の開示を請求しており、その第 3 次請求により開示された法人文書から得られた、有効な情報をここで公開する。

また、これらの情報は、名古屋地裁にも証拠及び準備書面で伝えていく。

- (1). 国循は、医療安全対策強化のための「特定機能病院の承認要件の見直し」を承知している。(平成 29 年度第 1 回医療安全監査委員会資料)
- (2). 国循は、上記 1 項への対応のため、医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項を承知している。特に、同項第 4 号の「医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること」を承知している。(同上)
- (3). 国循における 2017 年度の月別死亡患者数から 1 年間の死亡患者数は 177 人であり、その内、事例検討会件数は 26 件、事故報告件数は 13 件である。この事故報告が医療法 6 条の 10 及び同法施行規則 1 条の 10 の 2 に定義される「医療事故」として法定の報告がされているかどうかは不明である。多くの事故事例が未報告とされていると推定される。(平成 30 年度第 1 回医療安全監査委員会資料)

(4). 国循は、医薬品安全管理として、「プレアボイド報告」(薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益(副作用、相互作用、治療効果不十分など)を回避あるいは軽減した事例)を管理している。具体例については非開示としている。(同上)

(5). 国循は、訴訟・示談案件は、非開示としている。(同上)

(6). 特に、国循は、「高度専門医療研究センター・特定機能病院として、安全で質の高い医療を提供する責務がある」ことを認識し、一方で、日本医療機能評価機構が公開した医薬品安全使用情報を活用しながら、他方、自らは自分の病院における「事故等事案」の報告を渋り、報告義務の履行を怠っている。(令和元年度第1回医療安全監査委員会資料)

2. 2019年の医療事故情報は4,532件、日本医療機能評価機構(添付)

<https://www.cbnews.jp/news/entry/20200324192356>

以下引用

『日本医療機能評価機構は24日、医療事故情報収集等事業の第60回報告書(2019年10-12月)を公表した。対象期間の医療事故情報は1,193件、1年間では4,532件で前年と比べて33件減った。入院時の患者の持参薬を鑑別した際に内容に誤りがあった事例などを分析テーマとして取り上げている。』

医療法では、①「医療事故は、一般社団法人日本医療安全調査機構(医療事故調査・支援センター)への報告」が義務付けられ

②「事故等事案は、公益財団法人日本医療機能評価機構への報告」が義務付けられている。適正な報告により、事故等の原因・再発防止・国内周知が図られるため、医療機関は積極的に報告すべきであり、特に、医療法上、特定機能病院等には報告が義務付けられているため、未報告状態は「脱法行為」である。

3. 司法解剖写真は開示義務 医療事故訴訟で最高裁(添付)

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ057274210W0A320C2CZ8000/>

以下引用

『医療事故訴訟で死因立証に使うため、警察が保管している司法解剖の写真を提出させるよう遺族が求めた裁判の決定で、最高裁第3小法廷(林道晴裁判長)は「司法解剖の写真は民事訴訟法上、遺族への開示が義務付けられる文書だ」との判断を示し、警察に提出を命じた札幌高裁決定を支持した。24日付。裁判官5人全員一致の結論。司法解剖の写真は刑事事件の捜査資料に当たり、民事訴訟の立証のための開示はハードルが高かった。今回の決定は、民事訴訟で医療事故などの真相究明を目指す当事者を後押しする司法判断と言えそうだ。』

最高裁は、近年、医療事故訴訟に対するネガティブな姿勢が目立っていたが、上記の死亡立証に必要な写真の公開を義務付けたことは、前進である。医療者やその背後の政権与党に組みしない「中立・公平」な司法の在り方を、国民目線でよく考えてもらいたい。

4. 緊急公開：人類と感染症、闘いと共存の歴史(参考)

<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2020/03/post-92918.php>

以下引用

『何度も繰り返されてきたパンデミックとの闘い。新型コロナウイルスとの付き合い方は、歴史を学べば見えてくる——。感染症対策の第一人者、國井修氏による2020年3月17日号掲載の特集記事全文を、アップデートして緊急公開します。』



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史